

## 建設工事関連業務共同企業体契約方式公募公告共通事項

### 1 入札に参加する者に必要な資格

愛媛県建設工事関連業務共同企業体事務取扱要綱（令和元年6月愛媛県告示第203号）第1条に規定する建設工事関連業務共同企業体（以下「共同企業体」という。）として、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

ア 構成員の数が個別事項の表中「共同企業体の構成員の数」に掲げる数であり、任意かつ自主的に結成された者であること。

イ 各構成員が次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 愛媛県が行う測量、建設コンサルタント等業務に関する入札参加資格の審査を受け、入札参加資格を有すると認められていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないことを含む。）。
- (3) 入札期間の初日から落札者の決定の日までの間に、愛媛県建設工事入札参加資格停止措置要綱（昭和63年8月1日制定）に基づいて知事が行う入札参加資格停止の期間がない者であること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがなされていないこと（民事再生法の規定による再生計画認可又は会社更生法の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）。
- (5) 入札に参加する共同企業体の構成員又はその役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。）が次に掲げるもの者でないこと。
  - ① 愛媛県暴力団排除条例（平成22年愛媛県条例第24号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）
  - ② 暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者
  - ③ 暴力団員等又は②に掲げる者がその事業活動を支配する者
- (6) 入札に参加しようとする他の共同企業体の構成員でない者であること。

- (7) 入札に参加しようとする他の共同企業体の構成員との間に、資本関係又は人的関係がない者であること。
  - (8) 個別事項の表中「代表者である構成員」又は「代表者以外の構成員」の欄（以下「各構成員の対応欄」という。）について、それぞれ個別事項の表中「所在地」に掲げる地域に、それぞれ個別事項の表中「区分」に掲げる本店等を有する者であること。
  - (9) 個別事項の表中の各構成員の対応欄の「業務の種類等」及び「出資比率等」に掲げる要件を全て満たす業務の履行実績を有する者であること。
  - (10) 次の要件を全て満たす管理技術者及び照査技術者を配置することができる者であること。
    - ① 個別事項の表中の各構成員の対応欄の「資格等」に掲げる要件を全て満たす者であること。
  - (11) 出資比率が、個別事項の表中の各構成員の対応欄の「出資比率」に掲げる要件を満たす者であること。
- ウ 共同企業体の有効期間が、次に定める期間であること。
- (1) この公告の業務の契約の相手方となった場合は、当該業務の業務委託料の精算払を受けるまでの間。
  - (2) 入札参加者として選定されたが、この公告の業務の契約の相手方とならなかった場合は、当該業務の契約の相手方が確定するまでの間。
  - (3) 入札参加者として選定されなかった場合は、4(1)に掲げる書面による通知までの間。

## 2 入札参加者の選定

- (1) この公告の業務の入札に参加を希望する共同企業体の代表者となろうとする者は、電子証明書（ICカード）を取得し、愛媛県電子入札運用基準（工事・業務）（平成17年8月17日制定）に定義するシステム（以下「電子入札システム」という。）への利用者登録を完了した上で、次の申請書類をこの業務を発注する契約担当者（知事又は知事の委任を受けて契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。
  - ① 建設工事関連業務共同企業体競争入札等参加資格審査申請書
  - ② 共同企業体協定書の写し
  - ③ 入札参加資格確認資料
- (2) (1)の申請書類は、入札説明書において示すところに従い作成しなければならない。

(3) (1)の申請書類の提出期間及び提出方法

① 提出期間

個別事項の表中「入札参加申請書の提出期間」に掲げる期間

② 提出方法

①の期間中の受付時間中（愛媛県の休日を定める条例（平成元年愛媛県条例第3号）第1条第1項に規定する県の休日以外の日の午前8時30分から午後5時までをいう。以下同じ。）に、7(6)に掲げる場所へ、持参又は郵送等（書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。以下同じ。）により提出すること。

③ 提出された(1)の申請書類は、返却しない。

(4) 入札参加者選定後の指名通知日

個別事項の表中「入札参加者への指名通知日」に掲げる日

(5) 入札参加者の選定方法

入札参加者は、1の要件を全て満たし、(3)①の期間内に(1)の申請書類を提出した者のうちから、(1)③の内容を審査し選定する。

ただし、入札に先立ち、見積を徴取する場合には、(1)③の内容の審査に加え、見積結果を踏まえ入札参加者を選定する。

3 入札説明書の掲載等

(1) 掲載期間

個別事項の表中「入札説明書の掲載期間」に掲げる期間

(2) 掲載場所

愛媛県庁ホームページ（入札情報（建設工事等））

<https://www.pref.ehime.jp/site/nyusatsu/list92-344.html>

(3) なお、仕様書、図面及び数量計算書については、個別事項の表中「仕様書等の閲覧期間」に掲げる期間において、入札説明書に定めるところにより閲覧に供する。

(4) 入札説明書について質問がある場合は、質問事項を記載した書面を、個別事項の表中「入札説明書についての質問提出期間」に掲げる期間に、持参又は郵送により、7(6)に掲げる場所へ提出すること。詳細は、入札説明書による。

(5) (4)の質問に対する回答を記載した書面は、個別事項の表中「質問に対する回答の公表期間」に掲げる期間において、愛媛県庁ホームページ（入札情報（建設工事等））により公表する。

4 入札参加者として選定しなかった者に対する理由の説明

- (1) 2 (5)において、入札参加者として選定しなかった者（以下「非選定者」という。）に対しては、書面により通知するものとする。
- (2) 非選定者は、その理由について、契約担当者に対して書面により説明を求めることができる。この場合には、個別事項の表中「選定されなかった理由の説明要求期限」に掲げる期限までに、7 (6)に掲げる場所へ、当該書面を持参又は郵送等により提出しなければならない。
- (3) (2)の書面を提出した者に対する回答は、個別事項の表中「説明要求に対する回答期限」に掲げる期限までに、書面により行う。

## 5 入札及び開札

- (1) 電子入札システムによる入札の期間  
個別事項の表中「入札期間」に掲げる期間
- (2) 開札の日時  
個別事項の表中「開札日時」に掲げる日時
- (3) 開札の場所  
個別事項の表中「開札場所」に掲げる場所
- (4) 入札書の提出方法  
原則として、電子入札システムにより、入札金額及び電子くじ入力番号を入力の上、提出すること。ただし、やむを得ず紙入札方式による者にあつては、(1)の期間内の受付時間中に7 (6)に掲げる場所へ、持参又は郵送等により提出すること。
- (5) 入札方法
  - ① 入札回数は、1回とする。
  - ② 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
  - ③ 予定価格が500万円を超える場合において、愛媛県業務委託低入札価格調査実施要綱（令和元年10月1日制定）第3条第1項に規定する調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）を下回る価格で入札を行った者は、個別事項の表中「低入札価格調査資料の提出期限」に掲げる期限までに、入札説明書に定めるところの資料を7 (6)に掲げる場所へ持参して提出

すること。

## 6 落札者の決定方法

- (1) 愛媛県会計規則（昭和45年規則第18号。以下「規則」という。）第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内（愛媛県業務委託最低制限価格制度実施要綱（令和4年6月1日制定）の適用を受ける業務にあっては、予定価格の制限の範囲内で、同要綱第3条第1項に規定する最低制限価格以上の価格）で入札を行った者のうち、最低価格をもって入札を行った者（以下「最低価格入札者」という。）を落札者とする。ただし、愛媛県業務委託低入札価格調査実施要綱（令和元年10月1日制定）の適用を受ける業務において、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、又は著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行った他の者のうち最低価格をもって入札を行った者を落札者とするところがある。
- (2) 最低価格入札者が2者以上あるときは、電子くじにより落札者を決定する。
- (3) 落札者が決定した場合は、直ちに全ての入札参加者に対し電子入札システムにより落札者決定の通知を行うものとする。  
なお、入札結果は、契約締結後、入札情報公開システムにおいて公表する。詳細は、入札説明書による。

## 7 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金
  - ア 入札に際しては、入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、2に掲げる入札参加者の選定の結果、規則第137条の規定に該当すると認められた者については、入札保証金の納付を免除する。
  - イ 契約に際しては、2に掲げる入札参加者の選定の結果、規則第154条の規定に該当すると認められた者については、契約保証金の納付を免除する。
- (2) 業務委託費内訳書の提出
  - ア 入札に際し、入札書に記載される金額に対応した業務委託費内訳書を電子入札システムにより併せて提出すること。ただし、やむを得ず紙入札方式による者については、5(1)の期間内の受付時間中に7(6)に掲げる場所へ入札書と併せて持参又は郵送等により提出すること。

イ 業務委託費内訳書には、項目・工種ごとに、金額を記載すること。

ウ 提出された業務委託費内訳書は、返却しない。

(3) 入札の無効

2 (1)の申請書類に虚偽の記載を行った者の提出した入札書並びに愛媛県建設工事入札者心得、愛媛県電子入札運用基準（工事・業務）及び入札に関する条件に違反した者の提出した入札書は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札決定後の入札参加資格の喪失

落札者の決定後、業務委託契約の締結までの間において、当該落札者が1に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合には、当該業務委託契約を締結しないことがある。

(6) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

個別事項の表中「契約条項を示す場所及び問い合わせ先」に掲げるとおり

(7) その他

詳細は、入札説明書による。